

「ここいろひん」（障害者福祉サービス事業所等で製作された商品の愛称）のロゴマーク使用取扱規程

（趣旨、目的）

第1条 この規程は、障害者福祉サービス事業所等（以下事業所等という。）で製作された商品の普及促進や販路拡大、工賃等向上を図るため、「ここいろひん」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 「ここいろひん」とは、障害者福祉サービス事業所等で製作された商品の愛称のことであり、そのロゴマークについては別紙1のとおりとする。

（ロゴマークに関する権利）

第3条 愛称及びロゴマークの権利は、兵庫県に帰属する。

2 類似する名称やロゴマークと誤認される類似の文字及び図形によるロゴマークの使用、または商標登録の出願をしてはならない。

（使用の主体と使用方法）

第4条 ロゴマークを使用できる主体は、次のとおりとする。

(1) 障害者福祉サービス事業所（就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、生活介護事業所）で工賃向上計画を県へ提出している事業所
(2) 共同受注窓口
(3) 事業所等で製作された商品を販売する者
(4) 国、地方公共団体
(5) 非営利目的で情報発信のために「ここいろひん」を使用する者
(6) その他（地域活動支援センター等）、ユニバーサル推進課長が適当と認めた者
2 ロゴマークは、事業所等で製作された商品の普及促進や販路拡大、工賃等向上を目的に使用するものとし、その使用方法については、別紙2のとおりとする。

（使用承認の申請等）

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、「ここいろひん」ロゴマーク使用（変更・取下げ）承認申請書（様式第1号）をユニバーサル推進課長に提出、または兵庫県電子申請共同運営システムで申請する方法により、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、申請は不要とする。

- (1) 兵庫県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) 個人が非営利目的で「ここいろひん」の情報発信に使用するとき。
- (4) その他、ユニバーサル推進課長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第6条 ユニバーサル推進課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 兵庫県もしくは事業所等で製作された商品のイメージを傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与える、または与える恐れのあるとき。
- (5) その他、ユニバーサル推進課長がロゴマークの使用について不適当と認めるとき。

2 前項の承認は、「ここいろいろひん」ロゴマーク使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用者は、次を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、ユニバーサル推進課長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 別紙1で定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) ユニバーサル推進課長が承認に係る物品等の完成品の提出を求めたときは、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用承認内容の変更及び取下げの申請)

第9条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更または取下げしようとするときは、速やかにロゴマーク使用（変更・取下げ）承認申請書（様式第1号）をユニバーサル推進課長に提出、または兵庫県電子申請共同運営システムで申請する方法により、その承認を受けなければならない。

2 前項の変更の承認は、ロゴマーク使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行い、取下げの承認は、前項の申請をもって承認されたものとする。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第10条 ユニバーサル推進課長は、ロゴマークの使用がこの規程または承認の内容に違反していると認められるときは、ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

(責任の制限)

第 11 条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、ユニバーサル推進課長はその責めを負わない。

2 ロゴマークの使用承認を受けた者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、ユニバーサル推進課長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(調査及び報告)

第 12 条 ユニバーサル推進課長は、ロゴマークの使用者に対し、その使用に関し必要と認められる場合には、ロゴマークに関する商品等の提出や立ち入り等の調査を行うとともに、指示を行うことが出来るものとする。

2 ロゴマークの使用者は、ユニバーサル推進課長から使用実態の報告を求められた場合には、速やかに応じなければならない。

(情報公開)

第 13 条 ユニバーサル推進課長は、ロゴマークの使用状況等について、利用促進を図る観点から、情報を公開することが出来る。

(補則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項が生じた場合は、ユニバーサル推進課長が別に定める。

(施行期日)

附 則

この規程は、令和 7 年 12 月 4 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 1 月 1 日より施行する。